

## 平成28年度

### 公益財団法人草津市コミュニティ事業団 任期付一般職員

#### 採用選考試験案内

草津市では多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築くためそれぞれの主体が自主的なまちづくりを進めつつ、単独で解決できない課題については、協働で解決を図っていく「協働のまちづくり」が進められています。

私たち(公財)草津市コミュニティ事業団は、草津市協働のまちづくり条例において、「まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する」中間支援組織に指定され、市役所よりもさらに市民の皆さんに近いところで「協働のまちづくり」を推進していく役割を果たさなければなりません。

この度、まちづくりに関する専門的な立場から、柔軟な発想、新たな切り口による斬新な企画、フットワークとネットワークを活かした調整、そして、あなたの熱意とやる気をもって草津のまちをもっともっと元気にしようとする方を求めています。

1年間の任期の後、勤務実績の評価等により、1年毎の雇用更新をする場合があります。(ただし、最長雇用期間は採用日から5年間です。)

#### 1. 募集内容

職種	採用予定人数	受験資格	主な職務内容
地域まちづくり活動推進担当	1名	地域まちづくり活動の中間支援等の業務に2年以上従事した者で、大学院修士課程修了者または見込み	地域まちづくり協議会 <sup>1</sup> や市民公益活動団体等が取り組む自主的なまちづくりが活性化するよう、組織運営や諸活動が円滑に遂行されるための支援メニュー <sup>2</sup> の開発と、実施を行っていただきます。なお、地域まちづくり協議会の要請に基づき、現地調査や会合(資料づくり含む)への参加があります。その他、公益的な事業の意味を理解し、ヒューマンスキルを磨きながら、チームワークとコミュニケーションを常に念頭に置いて仕事に取り組める方を求めています。

<sup>1</sup> 地域まちづくり協議会

町内会・自治会などの基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、草津市協働のまちづくり条例において認定されたもの。

<sup>2</sup> 地域カルテの作成、コミュニティ・ビジネス講座の開催、ICTの活用方策等

## 参考資料

草津市コミュニティ事業団、くさつ情報ネット、草津市役所、草津市まちづくり協議会のホームページをご覧ください。

- ・草津市コミュニティ事業団：<http://kusatsu.or.jp/index.php>
  - 事業団改革アクションプラン2013～「自律と共生」へ～
- ・くさつ情報ネット：<http://kusatsu.or.jp/potal/>
- ・草津市役所：<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>
  - 草津市協働のまちづくり指針～住みよいまちをきずくために～
  - 草津市市民協働推進計画～市民公益活動団体と行政のより良い関係を築くために～
  - 草津市協働のまちづくり行動計画
  - 草津市協働のまちづくり条例
  - 草津市協働のまちづくり条例施行規則
  - 第5次草津市総合計画第1期基本計画
  - 第5次草津市総合計画第2期基本計画
  - 第2次草津市行政システム改革推進計画
- ・草津市まちづくり協議会：<http://www.kusatsu.or.jp/machikyou/>

### (1) 職務経験について

- ① 民間企業、財団法人、社団法人、NPO法人等における正規職員としての職務経験で、上記の受験資格を満たすものをいいます。
- ② 職務経験が平成28年4月1日現在で通算2年以上必要です。
- ③ 最終合格発表後、職務経験の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。職歴が確認できない場合および申込書等の不正記載があった場合は、合格を取り消します。

### (2) その他

下記のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 草津市コミュニティ事業団職員および草津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した者

## 2. 採用予定日および任期（平成28年4月1日から勤務していただきます。）

※民間企業等で勤務されている方が採用となる場合は、採用予定日までに現在の勤務先を退職していただく必要があります。

任 期
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（1年）

※任期については、勤務成績、業務の進捗状況等により5年間を限度に本人の同意を得て期間を延長することもあります。

## 3. 応募手続

### （1）受付期間、方法、提出先

区分	受付期間	受付方法および提出先
持参	平成28年3月1日（火）から3月11日（金）まで	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝日除く） 草津市立まちづくりセンター2階 事業団企画総務課まで必要書類を提出
郵送	平成28年3月11日までの消印があるものに限り受け付けます。	封筒に「任期付一般職員採用選考試験申込」と朱書きし、必要書類を同封のうえ、 <u>特定記録郵便</u> にて企画総務課へ郵送

### （2）提出書類

- ① 任期付一般職員採用選考試験申込書（様式第1号）
- ② テーマに基づく論文（様式第2号）

自己の経験や能力をどのように活かすのか、具体的な考え方や方策を述べること。  
（3,000字以内）

テ ー マ
ここ草津で、市民の誰もが“まちの主役”となり、豊かなコミュニティを育んだり、まちの課題を解消していくための活動に参加してもらうために私にできること。

※申込に必要な書類〔①申込書（様式第1号）〕〔②論文（様式第2号）〕は、事業団ホームページからPDFファイルをダウンロード（いずれもA4サイズで印刷のこと）できる他、Word様式が必要な場合はその旨を記入して、企画総務課までメールを送信してください。返信メールに添付して送ります。また、郵便で請求する場合は、封筒の表に「任期付一般職員採用選考試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号封筒＝33×24cmに140円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

#### 4. 選考方法および選考日時等

	選考方法	内容	試験会場	選考日時	合格発表
一次選考	書類審査	申込書（経歴）、論文に基づき、受験資格、業務に関する適性、職務遂行能力、意欲・姿勢等について審査します。	—	—	平成28年3月16日頃 ※合否に係わらず文書にて通知します。
二次選考	プレゼンテーション面接 30分 プレゼン（10分） 質疑応答（20分）	提出のあった論文 【テーマ】に沿ってプレゼンテーションしていただき、質疑応答により知識・経験、能力、意欲・姿勢等を評価します。	草津市立まちづくりセンター会議室	平成28年 3月23日 (水) 午後	平成28年3月28日頃 ※合否に係わらず文書にて通知します。
	個人面接 30分	個別面接方式で、人物及び専門的知識等について評価します。			

#### 5. 勤務条件など

今回募集する職員は、まちづくりに関する専門性を求めていることから、高度な知識や特別な技能を有し、他に得難いと認める場合は、大学講師など公益性の高い兼業に限り週31時間勤務を認める場合もあります。

##### (1) 職位および給与

- ア) 担当職務内容および実績、年齢等を総合的に考慮し、任期付一般職員に関する要綱の規定に基づき決定されます。（例えば週38.75時間の場合、給料月額248,820円、週31時間勤務の場合、給料月額199,050円（共に地域手当含む。）です。採用後は、以下の職制ラインの中で職務に従事していただきます。（理事長－常務理事－事務局長－課長－係長－当該職種）
- イ) 上記のほか、通勤手当、期末手当（年間3.1月分4月採用の場合は2.015月分）、任期付一般職員業績手当（基本給月額相当）等が支給要件に応じて支給されますが、管理職手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当、時間外勤務手当等は支給されません。

※給与等は平成28年2月1日現在です。給与改定等があった場合はその定めるところによります。

##### (2) 勤務時間

- ① 1週あたり38時間45分、1日あたり7時間45分勤務  
原則として月曜日から金曜日の週休2日制

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間：正午から午後1時まで）

② 1週あたり31時間00分、1日あたり7時間45分勤務

原則として週休3日制

(3) 休暇

○有給休暇

年次休暇 年間20日間（ただし、4月採用の場合は年間15日間）

特別休暇 夏季特別休暇3日間、忌引きなど要綱に基づく

○無給休暇

介護休暇、育児休業など

(4) 福利厚生

- ・健康診断、健康相談などを実施しています。
- ・職員の福利増進を目的とした（公社）草津市勤労者福祉サービスセンターの会員に任意加入することができます。
- ・厚生年金保険および全国健康保険協会の健康保険に加入していただきます。
- ・雇用保険に加入していただきます。
- ・勤務中や通勤途上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。

(5) 服務

- ・任期付一般職員には、要綱に定める秘密を守る義務などの服務義務の他、事業団職員倫理要綱に定める規定が適用されます。

## 6. 問い合わせ先

公益財団法人草津市コミュニティ事業団 企画総務課

TEL：077-565-0404 FAX：077-565-1221

E-mail：community@kusatsu.or.jp